

写

令和6年10月28日

滋賀地方最低賃金審議会
会長 平 井 建 志 殿

滋賀地方最低賃金審議会
滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、
衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業
最低賃金専門部会
部会長 佐 野 洋 史

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、
炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金の改正決定に
関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された
滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維
製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
佐野 洋史	相澤 三千代	有森 淳三
木下 康代	旭 光輝	中村 淳
石井 利江子	濱崎 浩	西田 保夫

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

滋賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) ガラス・同製品製造業
- (2) セメント・同製品製造業（生コンクリート製造業及びコンクリート製品製造業を除く。）
- (3) 衛生陶器製造業
- (4) 炭素・黒鉛製品製造業
- (5) 炭素繊維製造業
- (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (7) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,046円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月31日